

調布市立第七中学校 危機管理マニュアル

学校は、子供たちが楽しく安心して学べる場でなければならない。生徒が健康で安全な生活を送り、豊かな自己実現を目指すためには、様々な事故から自らの命・安全を守ろうとする態度や能力を身に付ける事が重要である。調布市立第七中学校の安全を確保するため、地域と協力し、その実態に即した安全指導の充実・徹底を図ることが重要である。

校内・校外における事故防止と安全指導を図るとともに、文部科学省「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目」に基づいて、危機管理マニュアルを策定する。

I 安全確保のための校内規則

1 校門の開閉

- 登校時 正門、通用門は開けた状態にする。
- 登校終了後 正門、通用門は閉める。ただし施錠はしない。
夜間及び休日は施錠する。(平成27年1月より)

2 受付の設置

- 受付 2階玄関に受付を設置する。受付には、「来校者名簿に必要事項を記名し、プレートを着用して下さい。事務室と副校長へ訪問の内容を連絡してください」と案内板で伝える。
- 来校者名簿 保護者、地域の方々、外来者、学校関係者、卒業生、業者など来校者名簿に「日時」「来校時間」「退出時間」「氏名」「用務先」「用件」を記入していただく。
- 名札の着用 外来者は受付のプレートを着用する。また、保護者については、PTA 発行のネームプレートを着用する。

3 警備会社による管理

- ・監視用カメラ 正門・西側玄関・野川沿いフェンスを監視するカメラを設置し、不審な来校者を監視する。
- ・モニターテレビの設置 … 職員室前面に設置し、副校長、教職員が確認する。
- ・要請用カメラ 要請者の映像を映し、警備会社が校内で起きている事件を詳しく確認し、迅速な対応を図るための連絡用カメラを職員室内に設置する。

4 防犯ブザーの設置

- ・警察との直通非常用通報防犯ブザーを職員室及び事務室に設置する。

II 事故防止のための安全管理

1 校内事故の防止

- (1) 校舎内外の安全点検を定期的実施する … 建造物の危険箇所の定期点検
- (2) 休み時間等の事故防止 … 各学年担当教員が計画的に巡視
- (3) 授業中の事故防止 … 実験・実習の伴う教科(理科、美術、技術・家庭、保健体育等)の安全点検
- (4) 部活動の事故防止 … 安全を十分配慮した指導の徹底、健康管理の配慮
- (5) 生徒の実態を把握する … アレルギー等配慮が必要な生徒の情報共有の徹底

2 校外事故の防止

- (1) 通学路等の点検 … PTA と協力し、交通量の多い道、暗い道等危険箇所のチェック
- (2) 家庭・地域社会との連携 … 交通ルールの指導、自転車の安全な乗り方指導等

III 安全管理のための具体的取り組み

1 校内巡視

- ・登校時 … 副校長が校内巡視を行う。
- ・授業中 … 授業への行き帰りに各教科担当教員が巡視を行う。
- ・部活動 … 活動内容の明確な指示と、周辺の安全管理を行う。

・その他 … 技能主事が校庭整備をしながら、巡視を行う。

2 生徒への指導

- ・校内で不審な行動をとる人を見かけたら、身近にいる教職員が職員室に報告するよう日頃からの指導を徹底する。
- ・通学路における注意すべき箇所について注意を喚起するとともに、その場から避難したり、「子どもの家」の利用、110番通報等、具体的指導の徹底する。

3 来校者への声かけの徹底

- ・教職員は、来校者には声をかけ、挨拶をしながら用事を聞くようにする。
- ・名札未着用の人に対しては、名札をつけるように伝え、副校長に報告する。

4 不審な行動をとる人を発見したときの対応

- ・発見者は、即座に副校長に報告する。
- ・副校長は生活指導主任、または教職員に対応を指示し、校長に報告する。
- ・副校長(生活指導主任)は近隣中学校(神代中、六中)、関係小学校(八雲台小、柏野小、上ノ原小)、学童クラブ、ユーフォー、調布市教育委員会、調布警察署に報告する。
- ・校長(副校長)は、警備会社(セコム)への要請をするかどうか判断する。

●警備会社への要請

警備会社では、以下のいずれかの行動をとることになる。

- ・カメラによる監視を続ける。
- ・警備員を派遣する。
- ・警察に連絡する。

5 緊急事態が発生したときの対応

- ・緊急事態が発生した場所、大声をあげて緊急事態の発生を知らせる。
- ・付近にいる教職員は、即座に発生場所に駆けつけ、生徒の安全を確保する。
- ・事実を確認した校長、副校長、もしくは教職員は、①警察署②警備会社③PTA保護者④市教育委員会に通報する。
- ・食物アレルギーの場合は、「食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応・役割分担モデル」にしたがって行動する。

●110番 非常通報

- ・緊急事態が発生したことを確認後、事務室または職員室に設置された「発報ボタン」を押すと、直接 110番司令室へ連絡される。
- ・受信後、司令室から問い合わせの呼び返しがあるので、受信用受話器で応答する。

緊急時連絡先

調布警察署	4 8 8 - 0 1 1 0	調布消防署	4 8 6 - 0 1 1 9
調布市役所	4 8 1 - 7 1 1 1	学務課	4 8 1 - 7 4 7 2
指導室指導主事	4 8 1 - 7 4 7 9	SECOM	4 8 0 - 2 2 9 1
		コード	5 3 6 5 8 8
保健所	0 4 2 - 3 6 2 - 2 3 3 4	杏林大学病院	0 4 2 2 - 4 7 - 5 5 1 1
武蔵野赤十字病院	0 4 2 2 - 3 2 - 3 1 1 1	慈恵第三病院	0 3 - 3 4 8 0 - 1 1 5 1
救急情報センター	0 4 2 - 5 2 1 - 2 3 2 3	東京ガス	4 8 3 - 3 3 2 1
東京電力	0 1 2 0 - 9 9 5 - 6 6 1	郵便局	4 8 2 - 2 3 2 0

IV 事故発生時の対応

事故発生時の対応(調布市立第七中学校)

(1) 対応の流れ

事故発生

第一発見者による対応

報告

応急手当

他の生徒への指示・配慮等

生徒対応

校長・副校長・主幹教諭・主任教諭・養護教諭・担任等
※怪我の状況によって報告者は異なる。

医療機関で治療

経過観察

重篤な事案 **病院で受診する事案**

保護者へ連絡

- 保護者への連絡
- 119番への通報
- 110番への通報

○救急車要請 ○タクシーでの搬送
※保護者に指定の病院があるか確認する。

病院で受診しない事案

○保護者には必要に応じて連絡する。
※家庭で引き続き経過観察が必要と思われる場合は、怪我に至るまでの状況と怪我の状態、学校での経過を丁寧に説明する。

※保護者の要望で病院への受診を依頼された場合には、管理職の指示により病院で受診を行う。

病院へ搬送
(教職員は、必ず同行する)

病院で受診
(教職員は、原則、同行する)

市教委(指導室)への報告

原則、市教委(指導室)への報告

経過記録作成
指導室への事故報告の提出

生活指導部等で事故再発防止について検討・協議

緊急職員会議(※市教委も同席する)

○生徒への説明と安全指導
○学校生活に支障がないように配慮

- マスコミ対応
- 生徒への説明と安全指導
- PTA会長への報告
- PTA役員会

○指導室から事故報告の作成依頼があれば、提出する。
○日本スポーツ振興センターによる保険費用の手続きを行う。
※対象の可否を確認する。

事故状況検証委員会
事故再発防止検討委員会

(2) 事故発生時(学校管理下)における学校対応について

学校として病院での受診の可否を決定する場合には、怪我や病気等の状況について、原則、校長等複数の教職員の総合的な判断により行うものとする。

- ① 傷病等(病院で受診しない傷病等の程度)の場合
 - ア 養護教諭等が、応急手当を行う。
 - イ 学校は、当該生徒の怪我等の状態や対応を記録しておく。
 - ウ 学校は、生徒の傷病等の状況に応じて必要があれば、担任もしくは養護教諭等から保護者に連絡をする。
 - エ 保護者の要望を含め、心配な状況が生じている場合には、病院で受診を行う。
 - ② 病院で受診する傷病等の場合
 - ア 養護教諭等が、応急手当を行う。
 - イ 病院受診の状況を管理職に報告し、管理職が必要と判断した場合は原則、事故の一報を指導室に入れる。
 - ウ 学校は、保護者に連絡し、指定の医療機関の有無を確認し、保護者に医療機関に来てもらうようお願いして受診する。教職員は、原則、同行する。すぐに連絡が取れない場合には、学校の判断により医療機関に受診する。同行する教職員は、タクシーチケット(副校長隣の机に保管)と緊急医療費(1万円程度)を管理職より受け取っていく。
 - エ 保護者への説明は、事実関係を整理して管理職の指示の下、担任や養護教諭等が行う。
 - ③ 重篤な事案が発生した場合
 - ア 学校は、適切な救命措置、応急措置を行うとともに、119番、110番通報、保護者への連絡を迅速に行う。病院への搬送には、必ず教員が同行する。他の生徒への組織的な対応を、丁寧に行う。
 - イ 学校は、情報収集に努め事実関係を整理するとともに、教職員に事実周知の徹底を図り、管理職に情報の集約を一本化する体制を確立する。また、管理職からの指示系統を一本化する。保護者への説明は、管理職または担任から行い緊密に連絡を取り合う。
 - ウ 管理職は、速やかに報告を入れる。
 - エ マスコミについて管理職は、指導室と連携して対応する。学校においては管理職に対応を一本化する。
 - オ 必要に応じてPTAや地域関係者への情報提供を行う。
 - カ 今後の保護者会のもち方や生徒及び保護者・地域等に対する学校からの説明の在り方について指導室と検討し、方針を立てる。
 - キ 詳細な事実を時系列にまとめて、事故報告書を迅速に提出する。
- (3) 指導室への報告(電話による第一報)の内容
当該生徒名、学年及び所属学級、事故発生日時、事故発生場所等を報告する。